

北海道日高振興局告示第 4 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第30号に掲げる潜水器漁業(日高振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和4年1月31日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
潜水器漁業(うに)	日海共第15号共同漁業権漁場区域	きたむらさきうに 4月1日から9月14日まで及び 11月1日から翌年3月31日まで ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。 えぞばふんうに 4月1日から8月31日まで及び 11月1日から翌年3月31日まで ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	1人	—	ア 日高振興局管内に住所を有する者であること。 イ 操業区域内に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。	令和4年2月1日から 令和5年3月31日まで	1. 許可の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年以内とする。 2. 起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. 申請書の提出先は、日高振興局産業振興部水産課とする。 4. 令和4年3月1日以降に受理された申請にあっては、受理された順番に審査を行い、許可等をする者を決定する。 5. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き次の陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、次の陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、日高振興局長に報告しなければならない。 陸揚港 ○○港 (2) ○○以外のものを採捕してはならない。 (3) 日没から日の出に至るまでの間は操業してはならない。 (4) 次に掲げる者以外の者を潜水業務に従事させてはならない。 (住所 氏名 ) (5) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同上	日海共第13号共同漁業権漁場区域	同上	6人	—	同上	同上	
同上	日海共第11号共同漁業権漁場区域	同上	12人	—	同上	同上	
同上	日海共第 9号共同漁業権漁場区域	同上	7人	—	同上	同上	
同上	日海共第 9号共同漁業権漁場区域及び浦河港周辺区域	同上	3人	—	ア 日高振興局管内に住所を有する者であること。 イ 操業区域内に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。 ウ 浦河港周辺区域において操業する場合は、当該港湾管理者の同意を得た者であること。	同上	
同上	日海共第 7号共同漁業権漁場区域	同上	5人	—	ア 日高振興局管内に住所を有する者であること。 イ 操業区域内に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。	同上	
同上	日海共第 5号共同漁業権漁場区域	同上	3人	—	同上	同上	
同上	日海共第 3号共同漁業権漁場区域	同上	29人	—	同上	同上	
同上	日海共第 1号共同漁業権漁場区域	同上	3人	—	同上	同上	

北海道日高振興局告示第 4 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第30号に掲げる潜水器漁業(日高振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和4年1月31日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
潜水器漁業(なまこ)	日海共第15号共同漁業権漁場区域	4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	16人	—	ア 日高振興局管内に住所を有する者であること。 イ 操業区域内に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。	令和4年2月1日から 令和5年3月31日まで	1. 許可の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年以内とする。 2. 起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. 申請書の提出先は、日高振興局産業振興部水産課とする。 4. 令和4年3月1日以降に受理された申請にあつては、受理された順番に審査を行い、許可等をする者を決定する。 5. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き次の陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、次の陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、日高振興局長に報告しなければならない。 陸揚港 ○○港 (2) ○○以外のものを採捕してはならない。 (3) 日没から日の出に至るまでの間は操業してはならない。 (4) 次に掲げる者以外の者を潜水業務に従事させてはならない。 (住所 氏名 ) (5) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同上	日海共第11号共同漁業権漁場区域	同上	2人	—	同上	同上	
潜水器漁業(いがい、えむし、なまこ)	日海共第 7号協同漁業権漁場区域	いがい 4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	3人	—	同上	同上	
		えむし 4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。					
		なまこ 4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。					